

## 憲法が輝く兵庫県政をつくりましょう

2013年6月

県民のみなさん

わたしたち兵庫県で活動している弁護士有志は、“憲法が輝く兵庫県政をつくろう”と活動している「憲法が輝く兵庫県政をつくる会」の活動に賛同し、応援します。

代表幹事の一人である田中耕太郎さんを先頭に「憲法が輝く兵庫県政をつくる会」は、政治のキーワードは「憲法」であり、憲法を「設計図」とする県政を目指し、「憲法を暮らしに活かす」ことを目標として活動しています。

具体的には、

- ◎ 憲法前文「平和的生存権」、9条をいかし、日本と世界に平和を広げる兵庫県をめざします。
- ◎ 13条「個人の尊厳」「幸福追求権」をいかし、原発ゼロ、自然再生エネルギー重視の環境にやさしい兵庫県をめざします。
- ◎ 14条「法の下での平等」をいかし、男女の平等を推し進める兵庫県をめざします。
- ◎ 25条「生存権」をいかし、お年寄り、障害者が安心して暮らせる兵庫県、「いのちと健康、最優先」の兵庫県をめざします。
- ◎ 26条「教育を受ける権利」をいかし、「子育て一番」の兵庫県、子どもたちを豊かにはぐくむ兵庫県をめざします
- ◎ 27条「勤労の権利」、28条「労働基本権」をいかし、雇用を守り、中小企業が元気な兵庫県、農林漁業と地域をしっかりと応援する兵庫県をめざします。

ところが、最近、憲法尊重擁護義務を負っている閣僚、国会議員、地方自治体の首長などの間で公然と日本国憲法の理念や価値を否定する言動が目立っています。安倍政権は、憲法96条の改定によって、憲法改正の要件を緩め、これを突破口として、自民党改憲草案に示されたように(1)憲法9条を変えて「国防軍」をもつ、(2)基本的人権保障規定を変えて、権力者の意図するような人権の制限を可能にする、ことを目指しています。憲法は権力者を縛り、権力の濫用から市民の人権を守るためにあるのであり、時の政権が自分たちの都合のよいように憲法を変えやすくすることは、憲法の存在理由自体を否定することになります。

今年7月に行われる参院選の結果、憲法96条改定を訴える政党が3分の2を上回る議席を獲得すれば、今後憲法96条改憲、さらに憲法9条や人権保障規定の改定に突き進む危険があります。参院選では、日本国憲法を活かした政治を実現するのか、日本国憲法を破壊する方向に向かうのか、まさに憲法をめぐるせめぎ合う選挙となると思います。そして、この参院選と同日に行われる兵庫県知事選挙は、日本国憲法を守り、活かす政治に地方から変えていく非常に大事な選挙だと位置づけられると思います。

**憲法を活かすことができれば**

- 1 環境権を保障する県政となれば・・・原発ゼロ、自然・再生エネルギーを飛躍的にすすめる兵庫県政を実現できます。
- 2 平和的生存権を保障する県政となれば・・・農業・国民皆保険・雇用を破壊するTPP参加に反対、地震・津波・防災対策を重視、「非核・平和宣言」を世界に発信できる兵庫県政を実現できます。県立こども病院を南海・東南海地震で大きな被害が予想されるポートアイランドへ移転させることなどありません。
- 3 国民の働く権利を保障する県政となれば・・・大企業誘致にばかり税金をつかうのではなく、中小企業や地場産業、農林魚業を応援する兵庫県政を実現、みんなの給料をふやし雇用をまもる兵庫県政を実現できます。
- 4 生存権を保障する県政となれば・・・国保・介護の負担を軽くし、公的医療体制を拡充する兵庫県政、震災復興借り上げ公営住宅の希望者全員継続入居を保障する兵庫県政、を実現できます。

「県政はこれでいいのか」「県政を変えよう」の声がいま、県民各層、県下各地からわきおこっています。その声を「憲法を県政にいかす」という大きな流れにしていきたいと思います。この7月には、県知事選挙がおこなわれます。県民みんなの願いをひとつにし、兵庫県政を“憲法が輝く”方向に大きく転換させようではありませんか。

県民のみなさん

「憲法が輝く兵庫県政をつくる会」の代表幹事の田中耕太郎さんは、兵庫県商工団体連合会の常任理事として、長く業者運動を担ってきました。原水爆禁止運動を支えてきました。いつも憲法をポケットに行動してきました。

田中耕太郎さんといっしょに、“憲法が輝く兵庫県政”をめざしましょう。

### < 賛 同 者 >

今西雄介	内海陽子	小沢秀造	小牧英夫	佐伯雄三	園田洋輔
高橋 敬	竹嶋健治	鉄井達彦	西田雅年	野田底吾	白子雅人
羽柴 修	濱本 由	平田元秀	藤原精吾	本上博文	前 哲夫
前田 修	前田貞夫	前田正次郎	増田祐一	松山秀樹	宗藤泰而
八木和也	山内康雄	吉井正明	吉田維一	吉田竜一	

他、氏名公表しない賛同者7名

以上、6月24日現在、敬称略・50音順 賛同者36名

(連絡先)

神戸合同法律事務所

TEL : 078-371-0171

代表 弁護士 松山 秀樹